

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年9月2日	
契 約 件 名	モニタデータ収集伝送システムにおけるPLC伝送部の改造 一式	
契 約 金 額	9,790,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1-1 富士電機(株)	
問 合 せ 先	財務部東海契約課東海契約第一係 Tel 029-284-4890	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、各種の放射線モニタデータと排気モニタ用ブロワ運転状態等のプロセスデータをPLCにて収集・演算し、J-PARC放射線管理用サーバへ伝送するためのPLCソフトウェアとJ-PARC放射線管理用サーバのソフトウェアの修正に関するものである。	
随意契約の理由	本件で対象とするソフトウェアは、富士電機(株)製放射線モニタデータ収集伝送システムのPLCソフトウェアとサーバソフトウェアである。J-PARC放射線管理用サーバのソフトウェアはJ-PARC建設期より富士電機が受注し、開発・メンテナンスを行ってきた。このような経緯があり、放射線モニタデータ収集伝送システムも富士電機(株)が受注し開発を行った。 したがって、放射線モニタデータ収集伝送システムを修正するうえでは、放射線モニタデータ収集伝送システムの伝送仕様を把握する必要があり、J-PARC放射線管理用サーバのソフトウェアの仕様を把握している必要がある。 よって、放射線モニタデータ収集伝送システムのソフトウェアを修正できる技術・知見を有するのは富士電機(株)において他にはない。以上の理由から、本契約の相手方として、富士電機(株)を選定する。	